

美濃市例規集データベースの構築及びデータ更新等に関する業務委託  
公募型プロポーザル実施要領

1. 趣旨

この要領は、例規改正及び例規審査等の法制執務に係る業務の効率化、例規集維持管理における更なる確実性・正確性の向上を図り、法令改廃情報等の迅速な把握・提供及び経費の節減を目的として、美濃市の例規集データベースシステムの構築及びデータ更新等に関する業務の契約の相手方を選定するため必要な事項を定める。

2. 業務概要

(1) 業務名 美濃市例規集データベースの構築及びデータ更新等に関する業務委託

(2) 業務内容

- ① 美濃市例規検索・例規編集システム等の提供及び管理
- ② 例規集データベースシステムの更新及び保守
- ③ ホームページ用の例規集検索システムの構築及び保守

(3) 履行期間

契約締結日から令和 12 年 3 月 31 日まで

※令和 7 年 4 月 1 日から使用できるように納入すること。

※地方自治法第 234 条の 3 に基づく長期継続契約

(4) 提案上限額

30,115,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。初期構築費及び購入初年度を含む 5 年間の総額とする。）

※各年度の額は、6,023,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とする。

3. 参加資格

このプロポーザルに参加できる者は、次の各号いずれにも該当するものとする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当していないこと。
- (2) 会社更生法(昭和 27 年法律第 172 号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 民事再生法(令和 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。）ではない、又はその構成員、その統制下にないないこと。
- (5) 参加申込書の提出日において、美濃市の入札参加者名簿に登録されていること。
- (6) 契約締結までの間に、美濃市から指名停止措置を受けていないこと。
- (7) 岐阜県内又は隣接都県にシステムサポートができるサービス拠点を有し、概ね 2 時

間以内に美濃市役所に到着できること。

- (8) 過去5年以内において官公庁（関連団体を含む。）が発注する同種の事業について受託した実績があること。

#### 4. 業務仕様

別紙「美濃市例規集データベースの構築及びデータ更新等に関する業務委託仕様書」参照

#### 5. スケジュール及び参加方法

##### (1) 公告日

令和6年10月22日（火）

##### (2) 質疑応答

###### ① 受付期間

令和6年10月23日（水）午前9時～10月29日（火）午後5時

###### ② 質問方法

質問内容を簡潔にまとめ、「8. 問い合わせ先」記載のメールアドレスに電子メールで送信すること。また、電子メール送信後、「8. 問い合わせ先」記載の担当宛てに確認の電話を入れること。

###### ③ 回答日

質問及びその回答は、令和6年11月6日（水）午後5時までに、美濃市ホームページにて行う。

##### (3) 参加受付期間

令和6年11月7日（木）午前9時～11月21日（木）午後5時

##### (4) 提出書類

###### ① 会社概要（任意形式、パンフレット可）

###### ② 提案書（任意形式）

「2. 業務概要（2）業務内容」について、参加者の提案内容を記載すること。なお、別紙「美濃市例規集データベースの構築及びデータ更新等に関する業務委託仕様書」記載の要件を満たす内容であること。

また、書式は自由とするが、A4版を基本とし、それより大きいサイズの内紙を使用するときは、A4版のサイズに折り込むこと。

###### ③ 見積書（別記様式第1号）及び経費内訳書（別記様式第2号）

「美濃市例規集データベースの構築及びデータ更新等に関する業務委託仕様書」に記載の全ての要件を実現するための費用について、5年間の総額及び年度毎の額を提出すること。

##### (5) 提出部数

正本1部のほか副本9部

##### (6) 提出先

美濃市総務課

(7) 提出方法

持参又は郵送で提出のこと。なお、持参する場合の受付時間は午前9時から午後5時までとし、郵送する場合は、11月21日（木）午後5時までに必着のこと。

(8) 提出書類の返却

提出書類は返却しない。

6. 選定方法

(1) 選定方式

提案書、見積書及びプレゼンテーションによる審査を行い、その内容を総合的に評価するプロポーザル方式とする。

(2) プレゼンテーション

① 所要時間

1事業者あたり70分程度（説明時間60分、質疑応答10分）

② 開催日時

令和6年11月28日（木）午後（詳細な時間については、参加者に別途通知する。）

(3) 審査方法

下記の審査項目に基づき、提案者から提出された提案書、見積書及びプレゼンテーションについて、審査を行う。

評価項目	評価の着眼点	配点
法制執務に関する支援	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 例規整備支援の充実性（全国又は近隣自治体の動向や、給与、税、福祉をはじめとする例規の改正情報の提供ができるか）</li><li>・ 法制執務相談の充実性（法制執務に関する疑義の照会や議案等の例規の点検について正確、迅速に対応できるか）</li></ul>	10
美濃市例規検索機能	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 例規の検索機能の充実性（条文、別表及び様式の検索操作が容易か）</li><li>・ 引用機能の充実性（法令等を引用している場合、リンクが張ってあるか）</li><li>・ 原議検索の機能の充実性（例規沿革から改正規定の言い回し等が容易に検索できるか）</li></ul>	10
例規起案・審査システム	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 例規条文及び新旧対照表のデータ出力時のフォーマット設定のカスタマイズの範囲の充実性（フォーマットのカスタマイズが充実しているか）</li><li>・ 改正文及び新旧対照表の自動生成に係る機能の充実性（慣れていない職員でも容易に作成できるか、複雑な改正に対応しているか）</li></ul>	10

例規データの更新時の正確性及び体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・データ更新の正確性（データ更新が正確にできる体制か）</li> <li>・データ更新のスピードは迅速か</li> <li>・データ更新頻度等について、柔軟に対応できるか</li> <li>・急遽、データ更新が必要な場合、早急に対応することができるか</li> </ul>	10
ホームページ公開用例規システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民公開用として、体系、五十音から例規を検索し、閲覧できるか</li> </ul>	10
法令検索システム	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法律・政令・省令を検索・閲覧しやすいか</li> <li>・本文から関連する法令、通知、判例が見やすく表示されるか</li> <li>・本文から委任、罰則規定等の参照条文が見やすいか</li> </ul>	10
判例検索システム	検索しやすく表示されるか	5
サポート体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・システム障害時のサポート体制</li> <li>・多様な手段（訪問、電話、メール、Web等）でサポート可能か</li> <li>・職員に対するシステム操作研修、頻度は十分か</li> </ul>	10
独自提案	競合他社との差別化	10
見積金額	現状と比較し、経費が節減できるか	15

#### (4) 審査結果

令和6年12月20日（金）までに文書で通知する。なお、審査結果に対する異議申し立て等については、一切受け付けない。

#### 7. その他の留意事項

- (1) 提案者は、本件に関して当市が提供した情報等を本件の提案以外に使用し、又は第三者に開示し、若しくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講じることとする。なお、提案が採択されない場合においても同様の扱いとする。
- (2) 提案に係る一切の費用については、全て提案者の負担とする。
- (3) 業務を円滑に履行するために必要な事前準備業務については、全て提案者の負担とする。
- (4) 業者決定後、事業の円滑かつ具体的な実施に向けて、提案内容の変更や新たな提案を求める場合がある。
- (5) 本要領の配布後は、美濃市総務課及び本業務に関連する部署への一切の営業活動及び情報収集活動（ただし、「5. 参加方法 (2) 質疑応答」記載の事項を除く。）を禁ずる。
- (6) 次のいずれかに該当する場合は、無効とする。
  - ① 「3. 参加資格」に示した参加資格要件を満たさない者が提案を行った場合
  - ② 全ての提出書類及びプレゼンテーションの説明内容（質疑応答を含む。）のうち、

いずれかに虚偽の提案を行った場合

③ 本要領の配布後から受託事業者と契約を締結するまでに、本市職員及び公職にある者と不当な接触を行った場合

- (7) この業者選定については、この業務に係る令和7年度予算について本市議会の議決を得られることを条件として実施するため、当該予算の内容が変更された場合又は当該予算が議決されなかった場合には、契約内容の変更、契約の延期又は契約の取り止めを行う場合がある。この場合において、委託候補業者に不利益が生じたとしても、市は責めを負わない。
- (8) 提出書類は、美濃市情報公開条例（平成11年美濃市条例第28号）に基づきなされた開示請求により、公開する場合がある。
- (9) 現受託者以外の提案者は、職員に事前に提案システムを操作する機会を与えることができるものとする。

## 8. 問い合わせ先

美濃市役所 総務課 担当：幅、船渡

住所：岐阜県美濃市1350番地

電話：0575-33-1122（内線322）

FAX：0575-35-2059

メールアドレス：jichi@city.mino.lg.jp

（受付時間 月～金 午前9時00分～午後5時00分）